

脚立を利用した作業における労働災害発生状況の概要

(平成27年3月)

東京労働局労働基準部安全課

東京労働局では、「第12次東京労働局労働災害防止計画（平成25年度を初年度とする5か年計画）」において、行動災害（転倒、墜落・転落、腰痛）防止を重点施策の一つとしており、その一環として「脚立等の適切な使用」を掲げているところです。

これらを踏まえ、東京労働局・各労働基準監督署では、脚立が災害に直接関係する労働災害（休業4日以上、平成24年1月以降）が発生した事業場のご協力をいただき、調査を実施しました。結果は次のとおりです。

- 1 有効回答数は、262件（平成27年2月提出分まで）。
- 2 年代別に見ていくと、50歳代以上と未満がほぼ半々の状況であった。
- 3 災害の程度は休業見込み日数が1ヶ月以上のものが63%となっており、災害が発生するとかなり重い災害になっています。
- 4 災害の原因として考えられるものについて、（複数回答）
 - ① 作業方法 約75%
 - ② 昇降方法 約36%
 - ③ 設置場所 約35%
 - ④ 設置方法 約24%
 の順で問題があったとの結果となっています。
- 5 特に作業方法についての内訳として、
 - ① 「体の重心が脚立の外に出ていた」が全体の約42%
 - ② 「反動のある作業を行った」が、全体の約23%
 となっています。
- 6 これに対し、「脚立の教育について実施していなかった」と教育の問題については、全体の約19%となっています。教育に問題があったとの認識の割合が低く、会社として教育の重要性について理解を深めていただく必要性が認められる結果となっています。

